明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一三五）　一

〔告　示〕

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（**国家公安委**三一）　五

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**六一）　五

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**六二）　五

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件（**国税庁**二八、二九）　五

○東日本大震災に伴う厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者の特例を定める件（**厚生労働**四三三）　五

○健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示を廃止する件（**同**四三四）　五

○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（**農林水産**二二六六）　五

○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（**同**二二六七）　五

○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件（**同**二二六八）　五

○薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（**同**二二六九）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**一一五七）　七

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の住所等を変更した件（**東北地方整備局**一七九）　七

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**同**一八〇）　八

○道路に関する件（**北海道開発局**一〇四）　八

〔国会事項〕

最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示二、岐阜同二、静岡同三、四、岡山同三～五、山口同三、四、愛媛同二、熊本同二～四、沖縄同三）　九

国家試験

平成二十三年度検察官特別考試合格者（検察官・公証人特別任用等審査会）　九

〔資　料〕

閣議決定等事項　九

〔公　告〕

諸事項　九

〔人事異動〕

国家公安委員会　警察庁　国土交通省　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

省　令

○厚生労働省令第百三十五号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十七号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「診療所（」の下に「第九十八条の二第七項、第百三条の二第五項及び第六項、第百五条第四項及び第五項並びに第百六条第一項を除き、」を加える。

第五十八条第二号中「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三号中「第二号ニ」の下に「又は第三号ニ」を加える。

第六十二条の三第二号中「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三号中「第二号ニ」の下に「又は第三号ニ」を加える。

第九十八条の二第七項中「保険医療機関等から令第四十三条第一項各号に掲げる療養」を「保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（第百二条の二第五項及び第八項、第百五条第四項及び第五項並びに第百六条第一項において「保険医療機関等」と総称する。）又は指定訪問看護事業者から療養（令第四十一条第一項第一号に規定する療養をいう。第百三条の二第五項、第百四条、第百五条第四項及び第百六条において同じ。）に、「同項又は同条第三項」を「令第四十三条第一項、第三項又は第四項」に改める。

第百一条中「同号」を「令第四十一条第一項」に改める。

第百二条中「第四十二条第三項第三号」の下に「（同条第四項第三号においてこれを引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「令第四十一条第三項又は第四項」に改める。